

副
本

平成30年(行コ)第13号 損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)

控訴人 山口県知事

被控訴人 河濟盛正 外56名

控訴人第1準備書面

平成30年9月13日

広島高等裁判所 第4部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 中 谷 正

同

弁護士 根 石 博

同

弁護士 中 山 修



控訴理由書2の目次を提出する。

(目 次)

- 序 控訴理由書 2 の概要 (1 頁)
- 1 原審の整理 (2 ~ 3 頁)
- 2 裁量の対象は何か (3 ~ 4 頁)
 - (1) 原審は、行政のいかなる活動を対象とするのか、十分特定して判断していないこと (3 頁)
 - (2) 控訴人の検討する裁量権 (3 ~ 4 頁)
 - (3) 原審が「変更許可決定」そのもの(その内容)について、裁量権濫用や逸脱ありとし、違法と判断していないこと (4 頁)
- 3 行政行為(等)の裁量権の意義 (4 ~ 6 頁)
 - (1) 塩野・行政法 I 六版 138 頁~による整理 (4 ~ 5 頁)
 - (2) 時の裁量について (5 ~ 6 頁)
- 4 行政の裁量権行使に対する司法コントロール (6 ~ 12 頁)
 - (1) 原審の判断方法 (6 頁)
 - (2) 原審が確認・確定すべきだった事実関係 (6 ~ 7 頁)
 - (3) 裁量権の統制・コントロールの基準ないし手法手段 (7 ~ 9 頁)
 - ア 裁判所は、まず上記のように行政の各過程において、どの段階における裁量行為を審査対象とするかを決定するのであろうこと、次に、統制の基準・レベルをどう設定するかを問題とすることになろうこと (7 頁)
 - イ 社会観念審査(最小限の密度) (7 ~ 8 頁)
 - ウ 判断過程統制審査 (8 頁)
 - エ 行政法的一般理論からのコントロール (8 頁)
 - オ ア~エの小括と原審への総論的批判 (8 ~ 9 頁)
 - カ 実体的判断代置審査(最高レベルの密度) (9 頁)

- (4) そもそも、知事の裁量権行使の相手方は誰なのか。(9～12頁)
 - ア 中国電力の平成24年10月5日付け竣功期間伸長等許可申請(9頁)
 - イ 最判昭和60年7月16日との関係(9～10頁)
 - ウ 処分の相手方である中国電力の態度(10～11頁)
 - エ 小括(11頁)
 - オ 財務会計行為論との関係(11～12頁)
- 5 公水法13条ノ2第1項の目的と要件について(12～18頁)
 - (1) 原審の判断対象のそもそもの誤り(12頁)
 - (2) 同条1項(12～13頁)
 - (3) 同条許可の目的と要件(13～14頁)
 - ア 目的について(13頁)
 - イ 要件の概要(13頁)
 - ウ 原判決30頁の問題点(14頁)
 - (4) 免許申請に対する要件との関係(14～15頁)
 - (5) 公水法13条ノ2第1項の要件に係る審査表(15頁)
 - (6) 設計概要の変更について(15～16頁)
 - (7) 延長申請の変更について(16～17頁)
 - (8) 公水法4条1項について(17頁)
 - (9) 標準処理期間(18頁)
- 6 変更申請の実質的事情と上記要件の基礎となる国のエネルギー政策について(18～21頁)
 - (1) 実質的事情(18頁)
 - (2) 原判決のこの論点についての判断について(18～19頁)
 - (3) 上記の要件に共通して影響を与える、国のエネルギー政策について(19～21頁)
 - ア 埋立地の用途との関係(19頁)

- イ 国の原子力発電所に関する法規との関係（19頁）
- ウ 国のエネルギー（ことに発電所建設）政策にかかる法制の変化（甲36号等）（19～21頁）
- 7 本件延長等許可申請について（21～24頁）
 - （1）顛末（時系列）（21～23頁）
 - （2）小括（23頁）
 - （3）公水法13条ノ2第1項の許可要件事実の判断と上記、経済・政治・エネルギー政策の動向（23～24頁）
- 8 変更許可に必要な事実と時点整理（24～31頁）
 - （1）整理の観点（24～25頁）
 - （2）申請内容等（25頁）
 - （3）補足説明照会及び回答（25頁）
 - （4）設計概要の変更（26～28頁）
 - （5）工事期間伸長（28～31頁）
- 9 結論（31頁）

以上